

回 答 書

2026 年 2 月 25 日

「2026 年度 須坂市都市計画基本図修正等業務委託」の公募型プロポーザルに係る質問事項について回答します。

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| <p>・仕様書 第 17 条 新規図化作業への変更が適当と判断され、発注者の承認を受けた場合は、変更契約の対象となりますでしょうか。</p> | <p>・新規数値図化として、須坂長野東インターチェンジ周辺を見込んでいますので、変更契約の対象とはなりません。</p> |
| <p>・仕様書 第 24 条 都市計画データの更新（差し替え）を行うとありますが、地理情報システム導入企業から成果データ形式への搭載仕様等の指定はありますでしょうか。また、詳細な仕様がある場合はご提示いただけますでしょうか。</p> | <p>・第 11 条（貸与資料）のとおり、本業務に必要なものは貸与します。</p> |
| <p>・仕様書 第 30 条 品質評価にあたり「受注者の品質マネジメントシステムに基づいた社内照査を実施する」とありますが、品質マネジメントシステムの要件について具体的な基準はありますでしょうか。</p> | <p>・具体的な基準はありません。</p> |
| <p>・仕様書 第 34 条 窓口閲覧機器で市民向けに閲覧するデータは、現在まちづくり課で運用している地理情報システムでの閲覧を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。また、導入機器は PC やモニター等を想定していますでしょうか。詳細があればご提示いただけますでしょうか。</p> | <p>・まちづくり課で運用している地理情報システムに限定するものではありません。 導入機器については、PC やモニター等により市民が確認できるものとしてください。詳細については、第 34 条のとおり発注者と受注者の協議によるものとしています。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>・仕様書 第 35 条 システムへ再度搭載する費用は受注者が負担するとありますが、全データを再搭載する場合の費用はありますか。また、その内訳をご提示いただけますでしょうか。</p> | <p>・第 35 条では、受注者に起因するデータや記載の瑕疵が判明した場合についての特記事項となりますので、費用はありません。</p> |
| <p>・仕様書 第 36 条 修正数値図化（地図情報レベル 2,500）において納入成果品として求められている「データ定義書」とは、公共測量実施計画と併せて提出する製品仕様書に基づく「数値地形図データファイル」の定義書を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>・お見込みのとおりです。</p> |
| <p>・実施要領 5 企画提案 参考見積書は総額及び内訳金額が確認できれば、見積書の鏡や明細書の提出は不要となりますでしょうか。</p> | <p>・お見込みのとおりです。</p> |